地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙２－１

第１　標準事業（ハード事業）における交付対象事業の取扱い

１　交付対象事業の１件の取扱いについては、次による。

（１）建築物等のように個別の施設として明確なものについては、それぞれ１件とする。

（２）その性格上、数種類の施設を一括して整備する必要のある事業（例えば、海水浴場施設として、監視塔、駐車場、脱衣場、便所等の施設を一括して整備する場合）については、それらをまとめて１件とする。

（３）市町村の総合計画等に基づき、一体的に整備する複数の施設整備事業は、それらをまとめて１件とみなすことができる。

なお、一体的とは、計画に基づき、計画的・一体的に実施されるとともに、予算上も一体的に取り扱われているものをいう。

２　付帯設備については、博物館の展示工事、図書館の書架、体育館の固定式運動器具等本体工事とともに施工する、その施設の利用目的に沿うものは交付対象とすることができる。

３　改修事業については、既存施設の増築や改築において、新しい機能を附加し、あるいは、構造を大きく変えるものは対象とする。ただし､単なる床、壁等の張替え、施設内の照明施設の取替え等、維持補修程度の事業は対象としない。

なお､改修事業に伴う設備整備事業(施設本体に直接設置(固定)されるものに限る。)についても対象とすることができる。

４　次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
（１）国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	ア　国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業（当該対象外部分を交付対象とする。） イ　文化財保存整備事業（「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」の別表で規定する文化財保存整備に係る各補助要項で定める国庫補助を受けて行う事業）
（２）地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	ア　診療所整備事業 イ　診療所医療機器整備事業 ウ　医師用住宅整備事業 エ　過疎対策等のために行う施設整備事業（スキーリフト、宿泊研修施設等）のうち、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設の整備事業 オ　新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、経営に伴う収入をもって設置に要する経費を賄うことが極めて困難であると認められる事業 カ　産業活性化支援施設整備事業
（３）維持補修事業	ア　施設整備を完了した翌年から起算して 10 年以上が経過しており、地域住民が幅広く利用する施設で、別記第１号様式附表６の「施設の長寿命化に資する維持管理計画」に沿って、予防的に実施される事業（施設本体に直接設置（固定）される設備整備事業を含む。） イ　移住促進施設整備事業における既存施設の補修事業 ウ　医師用住宅整備事業における既存施設の補修事業 エ　地域防災力強化事業（避難施設整備事業）における新たな避難所機能を付与する事業
（４）他の団体等に補助する事業	市町村が補助する次に掲げる事業 ア　文化財保存整備事業 イ　移住促進施設整備事業 ウ　テレビ難視聴解消施設整備事業 エ　複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業 オ　農業振興施設等整備事業 カ　漁業振興設備等整備事業

	キ　産業活性化支援施設整備事業
（５）公共用地先行取得事業	－
（６）庁舎等の公用施設や交付金の趣旨に合致しない普通財産の整備事業	地域防災力強化事業（避難施設整備事業）における新たな避難所機能を付与する事業
（７）その他局長が不適当と認める事業	－

第２　標準事業（ソフト事業）における交付対象事業の取扱い

１　対象事業の内容は、次のとおりとする。

（１）イベント開催事業

（２）広報普及事業

（３）人材育成事業

（４）調査研究事業

（５）計画策定事業（事業主体が市町村の場合は、複数の市町村が共同で実施する事業に限る。）

（６）局長が特に必要と認める事業

２　次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
（１）国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	－
（２）地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	－
（3）専ら団体構成員のみを対象とする事業	公益性が高いと認められる事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動などを除く。）
（4）事業主体の経費負担のない事業	参加負担金や入場料等の収入については、事業主体の経費負担（自己財源）とみなすことができ、これに該当する事業
（５）専ら事業主体の維持運営を目的とする事業	－
（６）他の団体等に補助する事業	ア　市町村が補助する釧路・根室連携地域政策展開方針(以下「展開方針」という。)における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業 イ　地域防災力強化事業（自主防災組織創設・活性化事業に限る。）
（７）営利を目的とする事業	－
（８）施設の維持管理を目的とする事業	－
（９）生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業	－
(10) その他局長が不適当と認める事業	－